

こんにちは、 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (FAX 兼用) 691-3323

日本共産党京都市議員団 ☎ 222-3728 FAX 211-2130 '14年11月16日号

市議員団ホームページ <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/cpgkyoto/> E-mail cpgkyoto@mbox.kyoto-inet.or.jp



自治体の保育実施義務は生きている

児童福祉法24条1項の具体化を

来々年4月から保育所の仕組みが変わります。保育新制度と呼ばれています。保育。自民・公明・民主三党合意による改悪です。この問題について、井上議員が議会で取り上げました。

改悪とは次のような中身のことで、()内は井上議員の考える本来のあり方。

① 保育園以外に多様な種類の施設を設ける(条件の悪い施設も)。

② 保育園以外は保護者と各施設との直接契約(本来は、親が市に申し込み、市が直営または民間園に

委託して実施責任を果たす)。

③ 市が親に給付費を支給し、親は、それに保育料を足して保育園に払う。実際は、給付費は親に代わって園が受け取る。代理受納という。市はお金を渡すからあとは親と園で好きに契約して下さい。と、公的責任の後退(民間園の場合でも、市は園に委託して園に委託費を払う。市の責任が明確)。

改悪の本命は、給付費の支給。直接契約による公的責任の縮小・後退です。

しかし法律の付則6条

では「当分、このやり方は適用しない」と書かれています。しかも児童福祉法24条1項では自治体の保育実施義務が明確に謳われています。世論と運動の成果です。

井上議員は、質問で「24条1項は生きている。市はこれをあいまいにするな」と追及。副市長は「公的責任は果たす」と答弁しました。

※なお、来春の保育園

市有地跡地は公的活用を

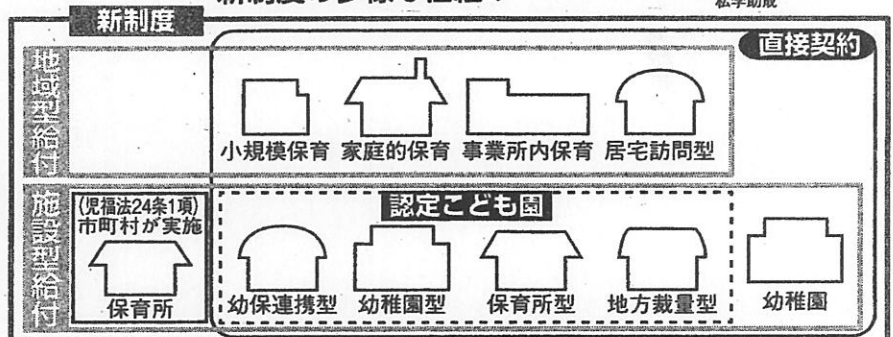
11月4日の市会委員会で、井上議員は、市有地

の跡地活用について、「民間への私的売却でなく、公的活用を」と求めました。現在、市は「財政危機」↓現金獲得とばかり

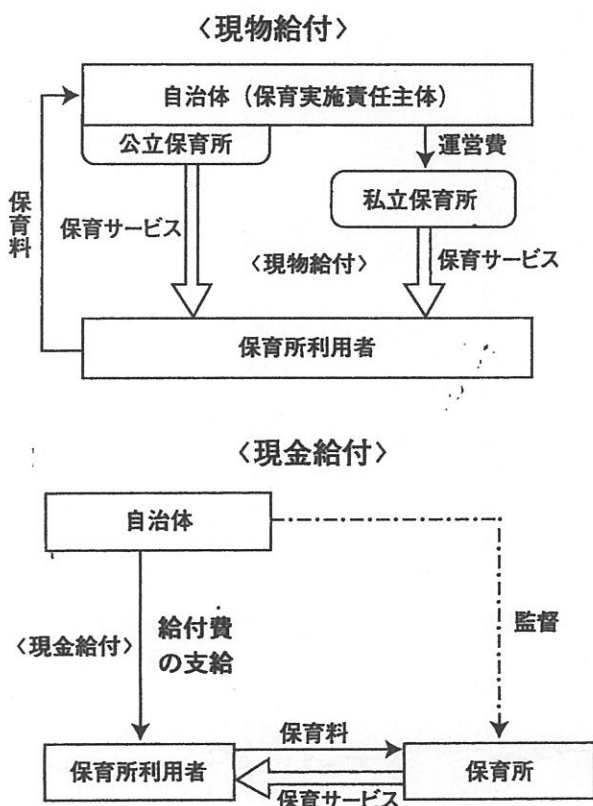
= 関連する法律条文の要約 =

- ◎ 子ども子育て支援法27条「市町村は…保護者に…保育に要する費用を支給する」
- ◎ 同法付則6条「市町村は、当分の間、…保育費用を保育所に委託費として払う。この場合、27条は適用しない」
- ◎ 児童福祉法24条「市町村は児童を保育しなければならない」

新制度の多様な仕組み



保育の現物給付と現金給付



上図が公的責任で、保育そのものを提供=現物給付。下図が、お金だけ渡して(将来削られる?)あとは園との直接契約で公的責任は後退。商店で物やサービスを買うのと同じ仕組みに=現金給付。(二宮厚美著「保育改革の焦点と争点」新日本出版社)



防災訓練(11/3、南大内小学校にて)

に、市有地の売却を進めています。同議員は、南区の「猪熊通り九条下」と「現南警察署用地(同署の十條大宮への移転に伴い、来年度解体予定)」の二カ所の跡地、同予定地の例を挙げました。「未定」との答弁でした。

また井上議員は防災に ついても質問。統廃合で 小中学校区と元学区の地 域・範囲が異なっている 場合が増えている。授業 中に災害発生の場合、児 童・生徒さんの行き先・ 帰り先等について質しま 対応」との答弁でした。